



かりゆし
芸能公演

令和4年度沖縄県伝統芸能公演 公演実施にかかる手引き

令和4年4月

公益財団法人沖縄県文化振興会

【問い合わせ先】

(公財) 沖縄県文化振興会(担当：玉城、仲宗根、高良)

〒901-0152

那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階 605号室

TEL : (098)987-0926 FAX : (098)987-0928

MAIL : kariyushi@okicul-pr.jp

～ 目 次 ～

1. 事業趣旨	・・・ 1
2. 公演実施から補助金受け取りまでの流れ	・・・ 1
3. 振興会が担う役割	・・・ 2
4. 出演団体が担う役割	・・・ 2
(1) 公演内容の決定	・・・ 3
(2) 公演会場との調整	・・・ 4
(3) 公演にかかる印刷物の作成	・・・ 5
(4) チケットの作成及び販売管理	・・・ 7
(5) 公演当日の受付・当日券販売等	・・・ 9
(6) 実績報告の提出	・・・ 9
5. アンケートの実施について	・・・ 11
6. WEB サイト等への画像掲載について	・・・ 11
7. 補助金交付にかかる提出書類について	・・・ 11
8. 補助対象経費と対象外経費	・・・ 12
9. 経費に関する Q&A	・・・ 13

1. 事業趣旨

沖縄県伝統芸能公演 かりゆし芸能公演は、県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、若手実演家の育成及び次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的として、(公財)沖縄県文化振興会(以下、振興会)が実施する補助事業です。

2. 公演実施から補助金受け取りまでの流れ



3. 振興会が担う役割

- ・事業全体の広報（マスコミへのプレスリリース、WEB サイト等での情報発信等）
- ・事業全体にかかる印刷物（リーフレット・ポスター）の作成及び配布
- ・劇場使用料の負担（国立劇場おきなわ公演のみ）※¹
- ・実績報告書の確認と補助金の支払い

※¹ 振興会は、国立劇場おきなわ小劇場のリハーサル（本番前日）及び本番の会場使用料（午後夜間区分 13：00～21：30）を負担します。会場使用料には、舞台等の施設や設備の使用に最低限必要な業務に協力する劇場職員の人件費、楽屋など付帯設備の使用料、光熱費が含まれています。

したがって、次のような場合は、団体側が費用を負担することになります（補助金の対象経費としては計上可能）。詳しくは、国立劇場おきなわの「劇場施設利用のご案内」をご確認ください。

- ・楽屋等の延長料金（退館時間を超過した場合など）
- ・国立劇場おきなわの職員の増員が必要になる場合（音響・照明・演出の都合）
- ・劇場の舞台備品を使用する場合（幕・小道具・カラーフィルム・マイク等）
- ・小劇場付きの楽屋で不足が出るため、別に稽古場を楽屋として使用する場合

（参考）国立劇場おきなわ公演における劇場使用料について

劇場使用料は、振興会が主催となることで使用料が減免されています。（現在申請中）

4. 出演団体が担う役割

- （1）公演内容の決定
- （2）公演会場との調整
- （3）公演にかかる印刷物の作成
- （4）チケットの作成及び販売管理
- （5）公演当日の受付・当日券販売等
- （6）実績報告書の提出

※各項目の詳細については、次頁以降をご確認ください。

(1) 公演内容の決定

引き続き、新型コロナウイルス感染症等の影響下における公演実施が想定されます。公演団体は、振興会が発行するガイドライン等に沿って、感染症対策を徹底した活動を行ってください。

<出演者について>

出演者の調整にあたり、地謡を含む全出演者のうち、若手実演家の構成率に留意してください。

- ・国立劇場おきなわ公演・移動かりゆし芸能公演：40歳以下の割合が50%以上
- ・子ども×伝統芸能公演：18歳未満の割合が20%以上

※上記の要件が満たされない場合、補助金の交付が取り消される場合があります。

※出演者の年齢は、申請時点の年齢とします。

※子役や13歳未満の出演者については、出演時間帯にご配慮ください。

<上演時間について>

・国立劇場おきなわ公演については、必ず90分以内で実施してください。

・移動かりゆし芸能公演・子ども×伝統芸能公演については、90分～最大120分を目処に使用する会場の退館時刻や借用時間に応じて実施してください。

※全公演区分に共通して、感染症等状況下において、60分以上の公演は休憩を5分以上入れてください。

<変更申請・中止申請について>

以下の場合、振興会あてに書類を提出し、承認を得る必要があります。

いずれの場合も、一度振興会担当までご連絡ください。

【計画内容の変更】

- ・申請書（補助金交付申請書）の内容から、演目や出演者が大きく変更になる場合。
- ・実績の報告時に、当初の予算総額から20%以上の変更が見込まれる場合。
- ・感染症等の影響により通常公演が困難になり、配信等に切り替える場合。
⇒「変更申請書（様式第4号）」を提出してください。

※軽微な変更については、提出不要です。詳しくは担当者にお問合せください。

※令和4年度も感染症等の影響下での活動が想定されます。通常公演を行うか、配信等に切り替えるかは、ガイドラインに沿って振興会と協議した上で決定してください。

【公演の中止】

- ・やむを得ず、公演を中止する場合

⇒「中止申請書（様式第5号）」を提出してください。

※台風などの災害時や、感染症等のやむを得ない状況において直前に中止となった場合は、中止時点までの対象経費について補助を行います。

(2) 公演会場との調整

【国立劇場おきなわ公演】

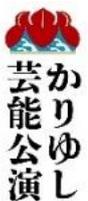
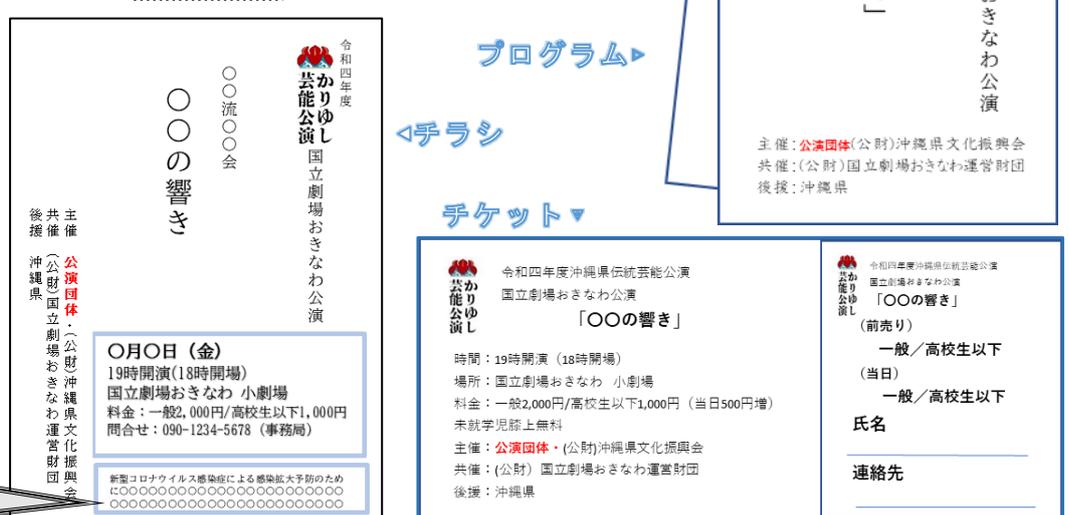
公演本番の約1ヶ月前に、劇場の舞台技術担当等との打ち合わせを行います。あらかじめ、劇場が指定する資料を作成し、必要部数を持参の上ご出席下さい。日程については、国立劇場おきなわから各団体担当者あてに連絡がありますので、日程調整等をお願いします。なお、打ち合わせには、振興会担当者も同席しますので、日程をお知らせください。

【移動かりゆし芸能公演】・【子ども×伝統芸能公演】

会場の予約、事前調整、劇場使用料や備品等の支払い（補助対象経費の「賃借料」として計上）は、各団体で行ってください。打ち合わせについては、振興会職員も可能な限り同席しますので、日程をお知らせください。

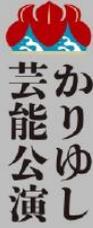
(3) 公演にかかる印刷物の作成

採択された公演区分に従い、公演のために製作する印刷物(チラシ・チケット・プログラム等)には必ず以下を明記して下さい。 ※共催については、現在申請中です。

公演区分別の表記について			
事業名		令和4年度沖縄県伝統芸能公演	
		国立劇場おきなわ公演	移動かりゆし芸能公演
印刷物共通	主催	公演団体・(公財)沖縄県文化振興会	公演団体
	共催 ※予定	(公財)国立劇場おきなわ運営財団	(公財)沖縄県文化振興会 ※会場となる市町村等の共催は可能。
	後援	沖縄県	沖縄県 ※会場となる市町村等の後援は可能。
	その他	 ◀かりゆしロゴマーク チケット WEB 販売用 QR コード▶ ※二色のうちどちらを使用しても OK データは公式サイトよりダウンロード可能	
料金	【琉球舞踊・八重山舞踊・三線等音楽・沖縄民俗芸能・組踊】 一般 2,000 円/高校生以下 1,000 円 (当日各 500 円増)	原則、有料公演とし、団体任意により設定 ※夫婦鑑賞割・若者お誘い割・若者口コミ割などの割引制度を活用し、多くの方へ鑑賞機会創出のためご検討ください。	
	【沖縄芝居】 一般 2,500 円/高校生以下 1,500 円 (当日各 500 円増)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> 全ての印刷物は、必ず印刷前に 振興会の確認を受けてください。 </div>	
	【障がい者割引】 本人及び同伴者(1名まで)前売り価格より 20%引き。但し、各種障がい者手帳の提示が必要。		
作成例	【チラシ】 A4サイズで作成してください。(別紙) 【プログラム】 A3二つ折りで作成ください。		
	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 感染対策に関する文言 を入れてください。 </div>		
その他	・会場までのアクセス方法(地図や住所などの記載)		・上演時間の表記(終演予定時刻など)

【チラシの作成例】

必ず印刷前に振興会担当までご連絡ください。必要事項の記載がない場合、経費として認められない場合があります。



令和4年度沖縄県伝統芸能公演 国立劇場おきなわ公演

ロゴが昨年度より新しくなっています。(かりゆしHPからダウンロード可能です)

公演名
○
○
○
○
○

・国立劇場おきなわ公演
・移動かりゆし芸能公演
・子ども×伝統芸能公演
公演の種類を記載ください

開場は開演の**1時間前**に設定して下さい

ゴールドと白黒の2種類あります。お好きなほうを選択して下さい(かりゆしHPからダウンロード可能です)

令和4年○月○日(○) 18:00開場 19:00開演
国立劇場おきなわ小劇場

【チケット】一般：2,000円 高校生以下：1,000円(当日各500円増し)
未就学児膝上鑑賞無料・障がい者割引(前売価格から2割引)

【主催】**公演団体名**・(公財)沖縄県文化振興会

【共催】(公財)国立劇場おきなわ運営財団【後援】沖縄県

「移動かりゆし」「子ども×伝統芸能公演」の場合

【主催】公演団体名【共催】(公財)沖縄県文化振興会【後援】沖縄県

新型コロナウイルス感染症による感染拡大予防のために

- ・ご来場の際はマスク着用・手指の消毒をお願いいたします。
- ・37.5度以上の発熱、過去14日以内に感冒症状で受診や服薬した方、感染拡大地域への訪問歴がある方はご来場をご遠慮ください。
- ・入場の際に氏名・連絡先を収集いたします。保健所等の公的機関へ情報提供がありますのでご了承ください。
- ・入退場時および着席時には間隔の確保をお願いします。
- ・出演関係者への差し入れや楽屋への面会をご遠慮ください。



(4) チケットの作成及び販売管理

<料金について>

【国立劇場おきなわ公演】

- ・琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊
・・・・・・・・・・・・・・・・一般 2,000 円／高校生以下 1,000 円（当日各 500 円増）
 - ・沖縄芝居・・・・・・・・・・・・・・・・一般 2,500 円／高校生以下 1,500 円（当日各 500 円増）
- ※障がい者割・・・各種障がい者手帳をお持ちの方（本人）および同伴者一名までは、お一人当たり前売り価格の 20%引き。

※未就学児は、膝上での鑑賞に限り無料。

【移動かりゆし芸能公演】・【子ども×伝統芸能公演】

公演にかかるチケット料金は原則有料とし、公演実施団体が収支予算を十分検討の上、設定してください。

<割引制度について>

若い世代や新規来場者の開拓のため下記割引制度をご検討ください。割引制度を設定する場合は振興会にご報告ください。

- ・夫婦鑑賞割
 - ・若者お誘い割（ペアのうち 1 名が大学生～30 代）
 - ・お誘い割（5 名以上）一般価格より 1 枚当り 500 円割引
 - ・若者口コミ割（大学生以下複数名で来場し、かつ令和 4 年度かりゆし公演の大学生以下のチケット半券提示により 1 名無料）
- ※「大学生以下チケット」「若者お誘い割チケット」については入場時に証明書を確認してください。

<作成枚数について>

会場の座席数を上限として、チケットを作成して下さい。国立劇場おきなわの場合は定員が 255 枚、移動かりゆし芸能公演・子ども×伝統公演については、かりゆし芸能公演のガイドラインに従ってください。座席数を超える来場があった場合、チケット代金の払い戻しなど、団体での対応となります。

なお、実績確認のため、振興会へチケットを 2 枚ご恵与くださいますようお願いいたします。

<チケットの WEB 販売について>

R2 年度より振興会にて一部チケットの WEB 販売を実施しています。団体は、任意で預託枚数を設定し、**公演日の 2 ヶ月前までに**預託申請書をご提出ください。

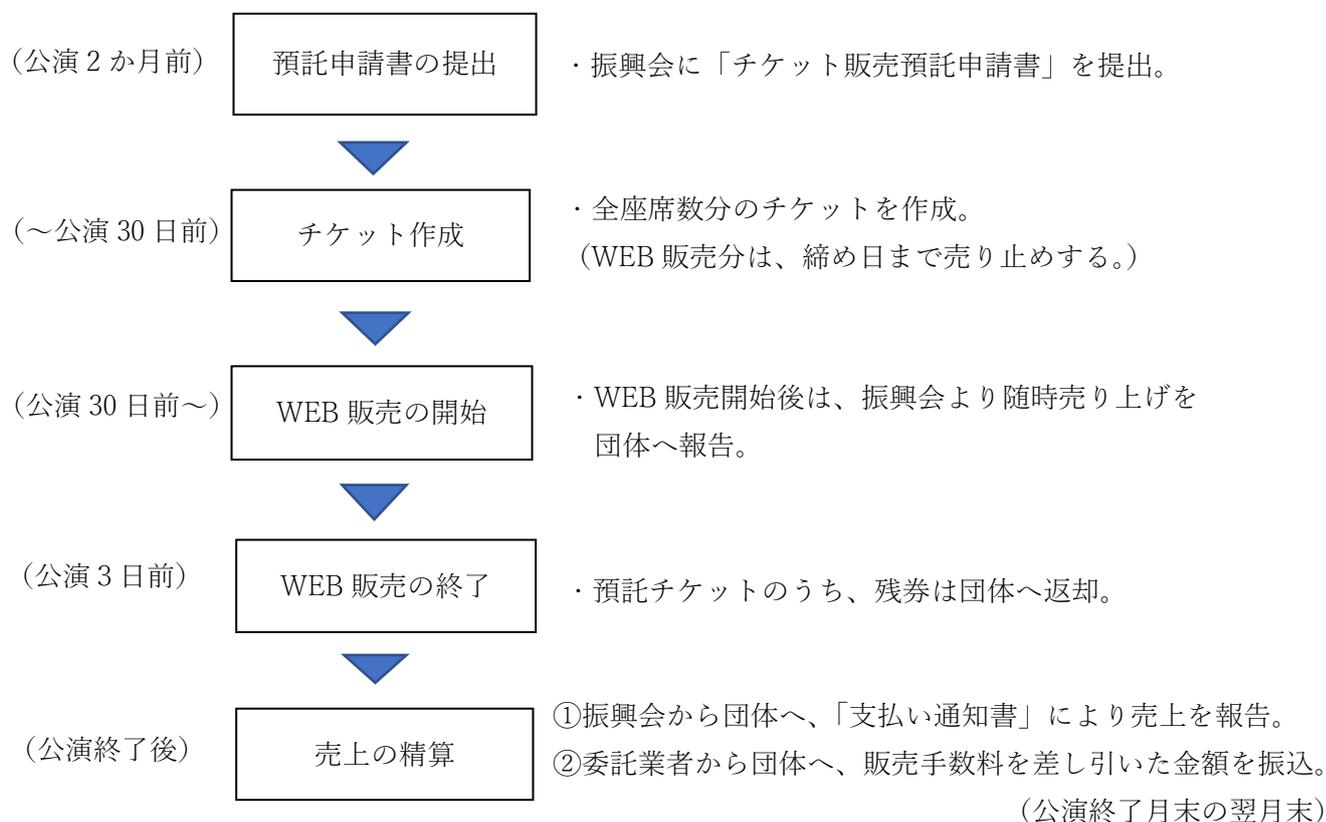
WEB 販売の実施にあたり、振興会は、委託業者（㈱イベントファイを予定）のチケットイングシステムを利用して販売します。国立劇場おきなわや各種プレイガイドに加え、クレジットカード決済や全国ファミリーマートでの購入・発券が可能となりますので、販路拡大にご活用ください。

なお、WEB 販売以外のチケットについては、団体で管理・販売を行う必要があります。各種プレイガイドを活用し、販売促進に努めてください。

< WEB 販売の流れ >

団体は、公演の2カ月前までに公演内容を決定し、「チケット預託申請書」を振興会へ提出してください。振興会は、WEB販売の管理を行い、販売終了後に最終的な売り上げを報告します。

売り上げについては、委託業者より、公演終了月の翌月末（例：8月公演の場合、9月末）に直接、団体の指定する口座へ振込されます。但し、実績報告書は公演終了後30日以内に振興会へ提出する必要があるため、収支決算の際に振込されていない場合は、先に売り上げのみ報告していただきます。



【販売手数料等について】

WEB販売における販売手数料は、販売した枚数に対して費用がかかる仕組み(従量課金制度)となっています。販売手数料等は公演団体が負担することとします。預託枚数は、公演団体の任意で設定し、販売手数料については対象経費となりますので、「手数料」へ計上してください。

(発生する販売手数料等の計算方法)

- ・販売手数料：10% (税込) (例：2,000円の場合、1枚につき200円)
- ・用紙代：11円/枚(税込)

<証憑書類の作成方法>

【チケット収入の内訳（例）】

チケット販売の内訳及び来場者数が分かるよう、作成してください。

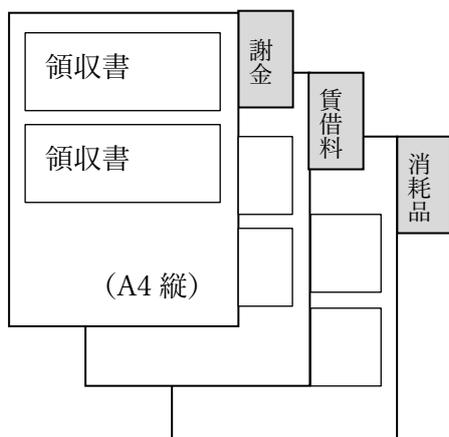
販売先	区分	料金	枚数	合計金額	来場者数
出演関係者	前売り券（一般）	¥ 2,000	80	¥ 160,000	80
デパート〇〇		¥ 2,000	17	¥ 34,000	15
WEB 販売※ ¹	前売り券（一般）	¥ 2,000	10	¥ 20,000	10
出演関係者	前売り券（高校生以下）	¥ 1,000	5	¥ 5,000	5
出演関係者	当日券（一般）	¥ 2,500	8	¥ 20,000	8
当日窓口	当日券（高校生以下）	¥ 1,500	5	¥ 7,500	5
	招待券		2	¥ 0	2
合計			127 枚	¥ 246,500	125 人

【チケット WEB 販売にかかる販売手数料の計算方法】

前売り券 2,000 円の場合：2,000 円×10%＝200 円+（用紙代）11 円＝**（販売手数料）211 円**

チケット WEB 販売の売上は収入へ 2,000 円×枚数で計上、販売手数料は支出に「手数料」として計上可能です。（様式第 6 号の収支決算書記入例を参照）

【支出にかかる証憑書類の整理方法】



※A4 用紙に領収書を重ならないように貼付け、付箋紙等に各費目を記入し、整理してください。

※領収書の宛名は、必ず団体名で発行してください。個人や別の団体名の場合は、認められませんのでご注意ください。

※旅費の証憑書類：領収書の他に、搭乗の内容を確認できるもの（レシート、搭乗券の半券、搭乗証明書等）を添付してください。また、複数の出演者の旅費・宿泊費をひとつの領収書にまとめた場合も、内訳を明記するか別紙等にまとめ、搭乗が確認できる書類を添付して下さい。

【領収書（例）】

領収書		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇流〇〇会 様		¥ 5 0 , 0 0 0 -	
但し、 令和 4 年度かりゆし芸能公演〇月〇日出演料 として 上記正に領収しました。			
収入 印紙	割印	住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
		氏名 〇〇 〇〇	印

※領収書には、金額・但し書き・（受領者の）住所・氏名・押印を必ず記載してください。

※5 万円以上の領収書には、収入印紙が必要になります。

※実績報告の際は、**領収書のコピー**を提出してください。

5. アンケートの実施について

公演当日、来場者を対象としたアンケートを実施してください。座席数分のアンケート(様式あり)及びクリップペンを用意し、プログラムへの折り込み作業や配布、回収作業にご協力ください。回収後は、振興会にて集計し、後日結果をご提供します。

※アンケート実施に係るアンケート用紙の印刷、クリップペンの購入は補助対象費となります。

※アンケート項目を追加したい場合は、事前にご相談ください。データは**必ず最新版**をかりゆし芸能公演公式サイト「出演団体向けページ」よりダウンロードしてください。

6. WEB サイト等への画像掲載について

振興会が実施する広報の一環として、WEB サイト等へ写真や公演レポートを掲載します。公演前はチラシ画像、公演終了後はかりゆし芸能公演の Facebook 等へ公演レポートとして、公演写真を掲載しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、WEB サイトでは、「取り組み事例」として年間数件の掲載を予定しております。インタビューを依頼する団体には、個別でご連絡しますのでご協力をお願いします。

【過年度の掲載例】

Facebook での公演レポート ▼



WEB サイトでの「取り組み事例」 ▼



7. 補助金交付にかかる提出書類について

【補助金交付にかかる口座について】

補助金交付の請求時は、申請者(公演団体の代表者)の口座で申請してください。

会計担当者がいる場合でも、口座名義に団体名が入っていない場合は認められません。

8. 補助対象経費と対象外経費

本事業の補助の対象となる経費は、下表に掲げる公演の実施に際し直接必要と認められるものに限り、対象経費について不明な点は、担当あてにお問合せください。

区分	補助対象経費	補助対象外経費
①謝金	舞台監督・演出・指導者への謝金 出演者（立方・地謡等）・アナウンス・裏方スタッフ等への謝金	公演実施に直接必要と認められない経費
②賃借料	公演時に使用する劇場付帯設備・大道具小道具・衣装等 劇場の使用料、公演の稽古に係る稽古場使用料、リハーサル・本番日の楽屋としての稽古場使用料等	申請団体の事務所等を維持するための恒常的な経費等 普段の稽古・練習に係る稽古場使用料
③印刷製本費	チラシ・ポスター等広報物の印刷費 プログラム・チケット・アンケート等印刷費	主に有料での配布を目的とする印刷物の作成費
④通信運搬費	公演実施にかかる郵送費・大道具運搬費等	電話・ファックス・電子メール代
⑤消耗品	クリップペンシルの購入費等、公演実施に直接必要な消耗品の購入費 （一品の取得金額が3万円未満のもの）	備品等の購入費 （一品の取得価格が3万円以上のもの）
⑥広報宣伝費	テレビ・新聞等の広告費等	補助事業以外の広報にかかる広報費等
⑦食糧費	リハーサルおよび本番当日の弁当代	菓子飲物代、ケータリング、オードブル代等
⑧旅費・宿泊費	出演者等の旅行にかかる旅費宿泊費	公演実施に直接必要と認められない経費 （ファーストクラス、ビジネスクラス料金等）
⑨撮影費	公演時の写真・映像等の撮影費用	公演実施に直接必要と認められない経費
⑩マネジメント料	企画制作費用等	公演実施に直接必要と認められない経費
⑪委託費	デザインを含んだ印刷費、字幕の翻訳や操作に関する費用、チケットの委託販売、音響照明等の公演実施に必要な業務、動画配信等の業務に関する費用等	公演実施に直接必要と認められない経費
⑫手数料	チケット販売手数料等、イベント保険料等	振込手数料
⑬その他		収入印紙の購入費用 交際費、接待費、取材・会議・企画等打ち合わせ・打ち上げに係る経費 記念品・各個人への支給品、予備費等

実績報告の際は、支出を証明する証憑書類として全ての領収書等のコピーを提出してください。

9. 経費に関する質問Q & A

本補助金を不正に受給したり使用したりする不正行為は、沖縄文化の活動全体に対する信頼を失うこととなります。公的資金＝貴重な税金を使用していることを十分に理解し、社会性と倫理を持って、適正に事業を行ってください。

【 国立劇場おきなわ公演 】

Q 1. 国立劇場おきなわ（小劇場）の会場使用料は団体が負担するのですか？

A1. リハーサルおよび本番当日の会場使用料は振興会が負担します。（両日とも 13:00～21:30）舞台等の施設や設備の使用に際し、最低限必要な業務に協力する職員の協力料、楽屋など劇場の付帯設備の使用料、光熱費を含みます。

但し、楽屋等の延長料金、国立劇場おきなわが提供できる限度を超える職員の協力料、リハーサル・本番当日に楽屋として使用する稽古場使用料は団体の負担となります。なお、補助対象経費として計上可能です。

Q 2. 音響や照明の人的費は団体が負担するのですか？

A2. 公演内容や演出と関わる部分となるため、劇場との調整になります。舞台技術者および職員の増員が必要となる場合は団体の負担となりますが、この場合も補助対象となります。

Q 3. 国立劇場おきなわ（小劇場）で使用する背景幕、音響機器、ワイヤレスマイク等の劇場付帯備品の使用料は団体が負担するのですか？

A3. 団体の負担となります。補助対象となりますので、「賃借料」へ計上可能です。

【 移動かりゆし芸能公演 】

【 子ども×伝統芸能公演 】

Q 1. 会場使用料は団体が負担するのですか？

A1. 団体の負担となります。補助対象経費の「賃借料」として計上可能です。

使用会場に共催等を申請することにより、使用料の減額が適用される場合があります。公演会場へのお問い合わせや申請等手続きは団体が直接行ってください。※申請先からの経費負担がある場合は、収入に計上してください。

Q 2. 料金はどのように設定したらよいでしょうか？

A2. 原則、有料公演として金額を設定してください。大人や子ども料金等の設定も団体任意で行ってください。但し、離島や本島北部地域など地域性を鑑みて無料とする場合はご相談ください。

Q 3. 旅費交通費（飛行機、宿泊代）は出演者のみが対象でしょうか？

A3. 出演者の他、舞台スタッフや事務局等の関係者も対象となります。収支決算の際は、領収書とあわせて搭乗日や日時等の内容が分かるものを提出して下さい。

Q 4. 旅行保険やイベント保険の加入は必須ですか？

A4. 必須ではありませんが、任意でご検討ください。収支決算の際は、対象経費の「手数料」として計上してください。

【 子ども×伝統芸能公演 】

Q1. ワークショップ等を行う場合、公演日と別日で実施しても問題ないですか？

A1. 問題ありません。公演地域やワークショップ参加者に応じて、日時、場所、内容等を工夫して行ってください。

【 全区分共通の経費について 】

Q1. 領収書の代わりに、請求書と銀行 ATM の振込明細書を提出してよいですか？

A1. 可能です。請求書を提出する場合は、必ず銀行 ATM の振込明細書を添付して下さい。請求書のみでは支出の証明にならないため、ご注意ください。

Q2. 衣装や小道具等の制作を行った場合、補助対象となりますか？

A2. 3万円未満の「消耗品」は補助対象経費として計上可能です。ただし備品費は対象外となります。

Q3. 公演の手合わせのために借りた稽古場費は補助対象となりますか？

A3. 補助対象となります。普段の稽古であることが明らかな場合は、補助対象となりません。

Q4. リハーサルおよび公演当日に、お弁当ではなく、オードブルを手配してもよいですか？

A4. オードブルは対象経費として認められません。リハーサル・本番ともにオードブルではなく、お弁当を手配して下さい。また、領収書にはお弁当の個数を明記して下さい。なお、飲み物は補助対象外となり、補助対象経費として計上できませんので、ご注意下さい。

Q5. 台風などの災害時、また感染症等の非常事態により公演が中止になった場合、それまでにかかった経費はどうなりますか？

A5. 中止申請書の提出日(～令和5年2月末日の間)までの間で、活動に要した経費が補助対象となります。(キャンセル料の一例：中止となった場合の会場使用料、出演者の謝金)

【 チケットの WEB 販売に関する Q&A 】

Q1. チケットの WEB 販売預託先はどこですか。またどのように購入できますか。

A1. (株)イベンティファイによる販売システム「F u n i t y」の導入を予定しています。購入方法は、かりゆし芸能公演WEBサイトの「チケット」ページより申込、もしくは全国ファミリーマートで直接購入することができます。いずれの場合もファミリーマートでの発券となります。

Q2. 団体は WEB 販売用のチケットも印刷する必要がありますか。

A2. 別途作成することは不要です。但し、従来どおり座席数分の枚数を印刷してください。販売期間中は、WEB 販売用に預託した枚数を売り止めしてください。

Q3. 販売を開始した後、販売状況により預託したチケットの増減は出来ますか。

A3. 販売開始後の状況により、預託したチケット枚数の増減が出来ます。ご相談ください。